



# 情報(第 186 号)



令和6年12月27日

745-0031 周南市銀南街 21 銀南ビル 2 階  
銀座社会保険労務士法人 社会保険労務士 吉国 智彦  
TEL 0834-34-0567 FAX 0834-34-0565

E-mail: [ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp](mailto:ginzasyakaihoken@iaa.itkeeper.ne.jp)

<https://ginza-syaroushi.com/>

動画: 社会保険労務士チャンネル

<https://www.youtube.com/channel/UCUHFVsnXW9LJGy4HG4hRQZw>

## 精神障害の労災認定



社会保険労務士の業務は、採用から退職までにおける労務管理、労働災害防止に関する労働安全衛生、保険給付に関するものとして、労災保険、雇用保険、健康保険、国民年金、厚生年金保険等があり、かつ、前記制度に関する手続きがあつて、非常に幅広くなっています。

世の重大ニュースのごとく、毎年、特徴的な仕事生じることになり、本年は、それがハラスメント対応でした。労働者が企業内でハラスメントを受けたことで精神障害を発病し、このほど労災認定がされました。そこで、精神障害の労災認定制度の概要紹介をします。

### 1 精神障害の労災認定要件

労災認定がされるか否かは、労働基準監督署においてがされることになり、次の要件をいずれも満たしていることが必要です。

- (1) 認定基準の対象となる精神障害を発病していること  
代表的なものはうつ病、急性ストレス反応です。
- (2) 認定基準の対象となる精神障害の発病前おおむね6か月の間に、業務による強い心理的負荷が認められること
  - ・業務による強い心理的負荷とは、業務における具体的な出来事があり、その出来事と出来事後の状況が労働者に強い心理的負荷を与えたことをいいます。
  - ・心理的負荷の強度は、精神障害を発した労働者が、その出来事と出来事後の状況を主観的にどう受け止めたかではなく、同種の労働者が一般的にどう受け止めるとの観点から評価されます。
- (3) 業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したものでないこと  
離婚、重い病気をした、流産した、配偶者等が死亡した、多額の財産を損失した、天災や火災にあった等があれば、それが発病の原因と評価されることがないかを判断します。前記例示の業務以外の心理的負荷や個体側要因により発病したと判断されると労災認定はされません。

### 2 労災認定の基本

業務では、出来事によって当然、心理的負荷に強弱があります。そこで、心理的負荷負荷表は、「特別な出来事」と「特別な出来事以外」に大区分します。

特別な出来事であれば「強」と評価します。特別な出来事以外は、これを「弱」「中」「強」の3段階に区分します。

個々の出来事をこれに当てはめ、全体として「強」ならば労災認定がされ、「弱」「中」であるときは、労災認定がされません。

### 3 特別な出来事

例えば、業務に関連し、他人を死亡させ、又は生死にかかわる重大なケガを負わせた（故意によるものを除く）こと、発病直前の1か月におおむね160時間を超え

るような、又はこれに満たない期間にこれと同程度の（例えば3週間におおむね120時間以上の）時間外労働を行った（休憩時間は少ないが手待時間が多い場合等、労働密度が特に低い場合を除く）ことがあるなどです。

#### 4 特別な出来事以外

出来事を、①事故や災害の体験、②仕事の失敗、過重な責任の発生等、③仕事の量・質、④役割・地位の変化、⑤パワハラ、⑥対人関係、⑦セクハラに類型化し、それぞれを出来事の内容から「弱」から「強」まで評価していきます。⑦を示すと次のとおりです。

具体的出来事	平均的な心理的負荷の強度			心理的負荷の総合評価の視点	心理的負荷の強度を「弱」「中」「強」と判断する具体例		
	I	II	III		弱	中	強
セクハラを受けた		☆		・セクハラの内容、程度等 ・その継続する状況 ・会社の対応の有無及び内容、改善の状況、職場の人間関係等	【弱の例】 「〇〇ちゃん」等のセクハラに当たる発言をされた場合	【中の例】 胸や腰等への身体接触を含むセクハラであっても、行為が継続しておらず、会社が適切かつ迅速に対応し発病前に解決した	【強の例】 胸や腰等への身体接触を含むセクハラで継続して行われた場合

#### 【総合評価の留意事項】（ここでは一部を表記）

出来事に伴って発生したと認められる状況や、当該出来事が生じるに至った経緯等も含めて総合的に考慮して、当該出来事の心理的負荷の程度を判断する等（総合評価の考え方をまとめた事項）

#### 5 心理的負荷の認定の手順

特別な出来事があれば、それ自体「強」となり、認定は比較的簡単でしょう。特別な出来事以外によるものが多く、こちらは悩ましい評価となります。

当てはめた「具体的出来事」の欄に示されている具体例の内容に、事実関係が合致する場合には、その強度で評価されます。事実関係が具体例に合致しない場合には、「心理的負荷の総合評価の視点」の欄と「総合評価の留意事項」に示す事項を考慮し、個々の事案ごとに評価します。最後は、総合評価によらざるを得ないこととなります。

労働者としては、強い心理的負荷があったと主観的に考えるならば社会保険労務士へ相談することがよいでしょう。何故ならば、請求手続きがあるからで、委託された方がよいと思われるからです。